

## 一般競争入札公告

社会福祉法人松仁会が運営する特別養護老人ホーム東松山ホーム I C T 導入事業における工事、物品購入に係る一般競争入札について下記のとおり公告します。

令和7年12月3日

社会福祉法人 松仁会  
理事長 金子 伸行

### 記

#### 1 入札内容

- (1) 入札名称 東松山ホーム I C T 導入、物品購入に係る入札
- (2) 設置場所 特別養護老人ホーム 東松山ホーム
- (2) 入札場所 埼玉県東松山市石橋 1716 東松山ホーム 多目的ホール
- (3) 契約期間 令和7年12月11日から令和8年1月31日まで

#### 2 入札方法

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 有 (非公開)
- (3) 最低制限価格 有
- (4) 入札保証金 無

#### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法 (平成11年法律225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 埼玉県内に本店若しくは支店及び営業所を有する事業者。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 埼玉県内において、高齢者福祉施設等への納入実績があること。
- (7) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

#### 4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和7年12月9日(火)までに参加申込をすること。  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(書式は下記連絡先に E-mail  
にて請求)  
イ 会社案内・会社経歴書  
ウ 担当者の名刺
- (4) 提出方法 持参のみ(事前連絡必須) ※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒355-0072 埼玉県東松山市石橋1716  
社会福祉法人 松仁会 東松山ホーム  
担当：山崎 誠  
電話：0493-23-7588 FAX：0493-24-7123  
E-mail：shounin@higashimatuyamahome.plala.or.jp  
※問い合わせは原則 E-mail にてお願いします。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知及び仕様書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について E-mail にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には入札書等書式、仕様書を郵送、又は E-mail にて配布する。

#### 6 入札日程等

- (1) 公告日 令和7年12月 3日(水)
- (2) 応募締切日時 令和7年12月 9日(火) 午後4時まで
- (3) 参加資格確認通知 令和7年12月 3日(水) ~ (※必要に応じ随時)
- (4) 仕様書等配布日 令和7年12月 3日(水) ~ (※必要に応じ随時)
- (5) 質疑等 令和7年12月 9日(火) 午後4時まで  
質疑については、FAX若しくは E-mail にて受け付ける。質疑への回答は全業者にFAX若しくは E-mail にて10日(水)午後4時まで通知する。
- (6) 入札日時 令和7年12月11日(木) 午後11時00分より (即日開札)
- (7) 入札場所 特別養護老人ホーム東松山ホーム 1F 多目的ホール

#### 7 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は1回までとする)
- (3) 初回入札に参加する企業が1社のみの場合は1回のみ入札を行うこととする。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
  - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
  - ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
    - 条件1. 随意契約であっても、契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
    - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
    - 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
    - 条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

## 8 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印のないもの

- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
  - ウ 押印された印影が明らかでないもの
  - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
  - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
  - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
  - キ 2 以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
- ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 9 契約方法等

- (1) 本契約の締結は、本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (2) 契約書の作成は落札者が行うものとする。